

「減量計画書」作成における留意事項

■事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）を、自らの責任において適正に処理しなければならない。[根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条]

* 事業活動に伴ってごみが発生したとき、本来はごみを出した事業者自らが
① **ごみの分別**、② **ごみの発生量の把握**、③ **ごみの運搬・処理** をしなければいけません。

※③を収集運搬許可業者に委託している場合でも、
ごみの適正処理等に関する責任は、排出事業者にあります。
つまり、委託業者が適正にごみの処理をしていなかった場合、その責任は排出事業者が負うことになります。



* 「収集運搬業者が処理しているからわかりません。」ではなく、
① **何をどのくらい排出しているか**
② **どのように処理されているか**
③ **今後どう減らしていくか** 排出者が責任を持って把握・計画しましょう。

■「減量計画書」について

多量排出事業者は、規則に定めるところにより、当該事業所から生じる事業系一般廃棄物の減量・資源化及び適正処理に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。[根拠法令：松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条第3項]

提出期限：令和8年7月31日（金）まで（※令和7年度提出率99%）

◆減量計画書の意義

1. 廃棄物の適正処理の確認
2. 事業系一般廃棄物の発生抑制
3. 事業系一般廃棄物の再生利用等の促進による減量



* 減量計画書を作成することにより、廃棄物処理の実態を把握することができます。
また、計画書は毎年の記録となりますので、必ず写しを取り保管しましょう。

■「事業系一般廃棄物管理責任者」について

多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則に定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。(※減量計画書の提出をもって届け出となります。)

[根拠法令：松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条第2項]

◆事業系一般廃棄物管理責任者の役割

1. ごみの分別及び適正処理方法の把握。
2. 当該事業所から排出されるごみの処理状況の把握。
3. 従業員及びテナントに対するごみの出し方の周知・指導の実施。



【ポイント】



- ① 排出される廃棄物を把握しましょう。
- ② 「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けましょう。
- ③ 「可燃ごみ」と「プラスチックなどのごみ」に分けましょう。
- ④ 「可燃ごみ」と「雑がみ（資源化できる紙類）」に分けましょう。
- ⑤ 収集運搬の委託業者と分別・排出方法について相談しましょう。
- ⑥ 分別しやすい環境をつくりましょう。
- ⑦ ごみ保管場所をごみの種類ごとに分けましょう。

※ごみの分別方法は、別添の「事業系ごみの処理の仕方」をご覧ください。